

東京大学商標取扱規則実施細則

令和5年6月29日
産学協創推進本部長裁定

(趣旨)

第1条 この細則は、東京大学商標取扱規則（以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、国立大学法人東京大学が商標登録出願（以下「出願」という。）する商標の取扱規則の実施に関し、必要な事項を定める。

(大学商標及び部局商標の出願手続依頼書の様式)

第2条 規則第4条第1項に定める出願手続依頼書は、様式1のとおりとする。

(成果商標の届出書の様式)

第3条 規則第6条第1項に定める成果商標の届出は、様式2により行う。

2 部局は、規則第6条第2項による決定を行った場合、様式2に当該決定を追記する。

(異議申立書の様式)

第4条 規則第6条の2に定める異議申立ては、様式3により行う。

(成果商標の譲渡申出書の様式)

第5条 規則第6条の3第2項に定める商標権又は出願により生じた権利の譲渡の申出は、様式4により行う。

(権利譲渡書の様式)

第6条 規則第6条の3第3項において大学法人が譲り受けると決定した商標権又は出願により生じた権利の譲渡は、様式5により行う。

(第三者の商標の譲受届出書の様式)

第7条 規則第6条の4第2項に定める部局が第三者から商標権又は出願により生じた権利の譲受けを希望する場合の届出は、様式6により行う。

附 則

この裁定は、令和5年7月1日から実施する。

様式1

様式2

様式3

様式4

様式5

様式6